

決議案第4号

いじめ防止対策提言に関する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月20日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	落 合 信太郎
〃	〃	池 田 慈
〃	〃	小 堤 修
〃	〃	入 江 洋 一
〃	〃	赤 羽 直 一
〃	〃	竹 原 大 蔵
〃	〃	阿 部 洋 子

〔提案理由〕

総務文教常任委員会を中心に議会としていじめ防止対策条例策定に向け、いじめ防止対策に必要と考える事項を調査してまいりました。

これまでの調査を踏まえ、提言事項を表明するため、決議するものです。

いじめ防止対策提言に関する決議（案）

いじめは絶対悪であり、いじている側が100パーセント悪い。

子どもは私たちにとって、どの子どももかけがえのない存在であり、ひとりひとりのこころと体は大切にされなければなりません。しかし、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こります。いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、そのいのち又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので決して許されるものではありません。

平成27年11月、市内で中学生の自死事案が発生しました。議会は多くの反省を踏まえ、二度とこのようなことを起こさないために何が必要かを考え、総務文教常任委員会を中心に議会が一体となって、多くの関係団体の皆さまからのご意見を伺いながら調査してきました。

いじめ防止対策の施策として、条例はじめ規則、要綱、指針等に取り入れ、いじめのない、健体康心（健やかな体と安らかな心）にあふれる市とするため、下記事項を提言表明いたします。

記

- 1 全ての人が相談できる体制整備を行うこと。
- 2 いじめの早期発見・即時対応。家庭・学校・地域等の連携を充実させること。
- 3 教育現場での道徳教育の充実を図ること。
- 4 いじめ防止対策に関するスローガン等をつくり、広く周知及び啓発を行うこと。
- 5 学校全体の共通理解を深め、スピード感をもっていじめ防止に対応していくこと。
- 6 子どもたちのストレス発散の場をつくること。
- 7 問題解決のため、子どもたちが自主的にクラス全員で徹底的に対話できる環境を整備すること。
- 8 いじめ防止対策に有効な教育委員会のあり方について、研究及び再考すること。

各項目の具体については、別紙のとおりとします。

以上、決議いたします。

平成29年 9月 日

茨城県取手市議会

【別紙】いじめ防止対策の提言の具体的内容

- 1 全ての人々が相談できる体制整備を行うこと。

学校外・学校内において、全ての人（いじめられている人、心ならずもいじめている人、市民、事業者、目撃者等）が相談でき、また周りに相談できる人がいない子どもの逃げ場としても機能できる窓口等の整備を行うこと。

 - (1) (仮称) 取手いじめ対策推進室を設置すること。
 - ア 匿名での相談の受け付け、親しみやすい環境や名称とする等、利用のしやすさに配慮した、いじめ対策を専門的に取り扱う窓口を設置すること。
 - イ 専門職員等（弁護士・臨床心理士・学識経験者等）の人的配置を行うこと。
 - ウ カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を行うこと。
 - エ 先進事例を参考にしながら、いじめ対策を行うこと。
 - オ 24時間電話ダイヤルを設置すること。
 - カ いじめ通報アプリを導入すること。
 - (2) 子どもと親の相談員を各学校に常駐させること。
- 2 いじめの早期発見・即時対応。家庭・学校・地域等の連携を充実させること。
 - (1) 学校の対応
 - ア QUTテスト（心理テスト）を実施すること。
 - イ 子どもたちのサインを見逃さないためのアンケートを実施すること。
 - ウ いじめの早期発見につながる教職員向け研修の充実を図ること。
 - (2) 家庭の対応
 - ア 家庭教育学級の内容の充実を図ること。
 - イ 啓発活動により、家庭での対話をふやすこと。（1日10分家族と対話）
 - (3) 地域及び行政の対応
 - ア 「子どもの人権SOSミニレター」を参考に、市独自のいじめの情報収集のための取り組みを行うこと。
 - イ 携帯電話の節度を持った使い方のガイドラインを作成すること。
- 3 教育現場での道徳教育の充実を図ること。
 - (1) いのちの教育の充実を図ること。
 - (2) 道徳の授業において、生きたアクティブラーニングの実践を図ること。
 - (3) 子ども・保護者（学年毎）に対し、いじめなどに関する授業（過去の事例や克服事例等）を行うこと。
- 4 いじめ防止対策に関するスローガン等をつくり、広く周知及び啓発を行うこと。
 - (1) 子どもたち自身による、いじめ防止対策のスローガンづくりを毎年実施すること。
 - (2) いじめ防止対策フォーラムや集会を実施すること。
 - (3) いじめの定義や、関係条約・法令・例規等の周知及び啓発を行うこと。
- 5 学校全体の共通理解を深め、スピード感をもっていじめ防止に対応していくこと。

- (1) 教職員の質向上，業務改善につながる研修を実施すること。
 - (2) 教職員がゆとりを持てるように国・県等と連携し，できる限りの体制整備を行うこと。
- 6 子どもたちのストレス発散の場をつくること。
- (1) 社会教育の機会を設けること。また広報を積極的に行い，多くの子どもたちの参加を促すこと。
- 7 問題解決のため，子どもたちが自主的にクラス全員で徹底的に対話できる環境を整備すること。
- (1) 子どもたちと教員の信頼関係を築ける学級づくりを進めること。
- 8 いじめ防止対策に有効な教育委員会のあり方について，研究及び再考すること。
- (1) 関係機関との連携を強化すること。
 - (2) 透明性の高い教育委員会の運営を実践すること。